

令和6年度県外大学等進学サポート事業募集要項



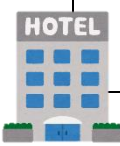
※注意事項※

この事業の支援を受ける際は、県外大学等へ渡航したこと、渡航するために要した費用を証明する書類が必要となります。

- ① 航空券（乗船券）の領収書と搭乗証明書
 - ② 新幹線の領収書や乗車券
 - ③ 宿泊費の領収書や宿泊証明書
 - ④ 1乗車1,000円以上の長距離バスや特急電車の領収書や乗車券
 - ⑤ 受験や進学を証明する資料
- ※受験票(写)、検定料の領収書、合否通知(写)等



上記証明書類を紛失することのないよう大切に保管してください。



1 目的

この事業は、県外大学等へ進学意欲がある高校生に受験、進学又は合格後に進学先から出席要請を受けた行事への参加にかかる渡航費用を支給することで、経済的な負担の軽減、安心して学業に専念できる環境を確保することを目的として行うものです。



2 給付内容

以下に掲げる費用が対象となります。

- (1) 交通費（航空賃、船賃、新幹線料金）
 - ① 渡航複数回分の費用請求可能。但し、進学時は片道分のみ請求可能。
 - ② 1乗車1,000円以上の長距離バスや特急電車など（以下、「乗車賃」という。）は、領収書等（乗車日、料金がわかるもの）の添付があれば請求可能。
 - (2) 宿泊費
 - (3) 旅行雑費（1乗車1,000円未満のバスや電車等の費用） 1日1,000円
- ※(1)で1乗車1,000円以上の乗車賃を請求する場合、請求した日の旅行雑費は500円とする。
- ※基本的にタクシー賃は給付対象に含まれません。





申請者一人につき、給付上限は10万円です。
※原則として本人のみが支援対象です。
※10万円を超える費用については、自己負担となります。



3 対象となる渡航目的



県内を起点とした以下の内容を目的としたものに限ります。

- (1) 県外大学等の受験に係る渡航（2つ以上の大学受験も可能）
- (2) 進学が決定した県外の大学や専門学校への進学にかかる渡航
- (3) 合格後に進学が決定した県外の大学や専門学校から進学決定後に出席要請を受けた行事参加に係る渡航（リエンション、体験講座 等）



※渡航目的となる行事や日付がわかる資料を添付してください。

※(3)については、進学が決定した学校から、渡航費にあたる費用の支出がないこと及び出席が必須であることの証明（様式第6号）をしてもらう必要があります。

4 対象者

この事業の対象者は、次の要件を満たす高校生等とします。

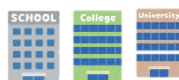
- (1) 沖縄県内に住所を有していること。
- (2) 県外大学等への進学に意欲を有していること。
- (3) 申請時、以下のいずれかに該当すること。
 - ① 保護者等が児童扶養手当を受給していること。
 - ② 保護者等が所在市町村の条例で定める住民税所得割非課税世帯であること
 - ③ 児童福祉法に基づき、里親等に委託され、又は児童養護施設等に入所している子ども（以下、「措置決定者」という。）であること



「高校生等」とは、高等学校等修学支援金の支給に関する法律第2条に規定する以下の学校の生徒及び高卒認定資格試験に合格した18歳に達した年度の者等をいいます。

- ・ 国公立の高等学校（全日制、定時制、通信制）
- ・ 特別支援学校（高等部）
- ・ 専修学校高等課程
- ・ 高等専門学校（第1学年～第3学年）
- ・ 各種学校のうち一定の要件を満たす外国人学校（告示で指定）

5 対象となる進学先



国内で沖縄県外に所在し、学校教育法第83条に規定する大学、同法第115条に規定する高等専門学校及び同法第124条に規定する専修学校（一般課程を除く。）

等になります。

※該当するかは志望先の大学や専門学校へ直接お問い合わせください。

6 給付予定者数

事業予算の範囲内で給付人数を決定します。

申請者数が事業予算の上限を上回った場合、給付対象は世帯の状況を確認し決定します。



7 申請について

渡航費用の支援を受けるには、(1)支援申請を行い、支援決定された対象者が、(2)渡航費用の請求を行う こととなります（不合格者、合格した後の未進学者の場合でも、受験に係る渡航費用は申請可能）。



7-1【支援申請】

(1) 支援申請書の提出

次の書類を沖縄こどもの未来県民会議事務局（沖縄県青少年育成県民会議）へ提出してください。

- ① 支援申請書
- ② 高校生等であることを証明できるもの又は高卒認定資格取得を証明できるもの（例：学生証の写し、高卒認定に係る合格証明書の写し 等）
- ③ 住民票謄本原本（続柄・本籍記載あり、マイナンバー記載なし）
- ④ 所得課税（非課税）証明書等（非課税であることがわかり、所得金額等の記載があるもの）

※1 保護者が2名の場合は2名分

※2 措置決定者は提出不要

- ⑤ その他該当者のみ提出
 - ア 児童扶養手当受給者証の写し
 - イ 措置決定通知書の写し

(2) 申請書類の提出

① 提出方法

- ア 「一般書留」又は「簡易書留」にて**郵送**（提出期限当日消印有効）
- イ 沖縄県青少年育成県民会議へ**直接持参**（提出期限当日17時まで）





② 提出期限

令和6年10月8日(火) ※直接持参の場合期限当日17時必着

③ 提出先

〒900-0036 沖縄県那覇市西3丁目11番1号 三重城合同庁舎4階
(公社) 沖縄県青少年育成県民会議
(沖縄こどもの未来県民会議事務局 県外大学等進学サポート事業担当あて)
TEL : 098-861-3463 e-mail : aa031607@pref.okinawa.lg.jp

(3) 支援の決定及び通知

選定結果は、同県民会議事務局から応募者本人又は保護者等へ通知します。



7-2 【支援決定者の渡航費用請求】

(1) 費用請求書の提出

受験及び進学の渡航が完了した後、次の書類を、青少年育成県民会議へ提出してください。

※提出書類の様式は選定結果通知とあわせて送付いたします。

- ① 渡航費用請求書
- ② 受験又は進学、その他渡航の必要性を証明する書類（開催日がわかるもの）
- ③ 航空賃、船賃、新幹線料金、1乗車1,000円以上の乗車賃及び宿泊費の領収書
- ④ ③の乗り物を使用したことがわかる搭乗券又は乗車券、宿泊日付がわかる旅程表等
- ⑤ 出席必須行事及び旅費不支給証明（進学決定後に出席要請を受けた行事に参加した際の渡航費用を申請する場合のみ）
- ⑥ 通帳の写し（銀行・支店名・口座番号・名義が分かるもの）
- ⑦ 事業利用アンケート（利用した感想等を記入いただく内容）

※各種書類の詳細や証明書類の具体例は別表(6ページ)を参考にしてください。

(2) 請求書類の提出

① 提出方法

【7 申請について-(2)申請書類の提出-①提出方法】に同じ。

② 提出期限



令和7年4月10日(木) ※直接持参の場合期限当日17時必着

③ 提出先

【7 申請について－(2)申請書類の提出－③提出先】に同じ。

(3) 審査・支払い



提出書類を審査し、不備がなければ給付事務担当である【公益社団法人沖縄県青少年育成県民会議】を通して支援者本人又は保護者等の口座に直接振込みます。

8 その他・注意事項



(1) 類似事業との併用について

本事業と類似の、公的機関が実施する県外大学等の受験・進学に係る渡航費用支援事業の対象となっている場合、併用はできません。

(2) 申請の取消について

申請後、諸事情により取消しする場合、速やかに沖縄こどもの未来県民会議事務局（沖縄県青少年育成県民会議）へ報告してください。

(3) 申請書の紛失等について

申請書及び手引書等を紛失した場合、沖縄こども未来県民会議ホームページにデータを掲載しておりますので、各自ダウンロードしてください。
(右のQRコードを読み込み、HPをご覧ください。)



(4) 支援の取消について

次のいずれかに該当した場合は、支援を取消し、給付した渡航費用の一部又は全部の返還を求めることがあります。

- ① 申請書類等に虚偽の記載があると判明したとき
- ② 給付した渡航費用を目的外に利用していることが判明したとき
- ③ その他対象者としてふさわしくない非違行為があったとき



(5) 支援の対象者について

支援の対象は原則として本人のみとします。


9 お問い合わせ

ご不明な点がございましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。

〒900-0036 沖縄県那覇市西3丁目11番1号 三重城合同庁舎4階
 (公社) 沖縄県青少年育成県民会議
 (沖縄こどもの未来県民会議事務局 県外大学等進学サポート事業担当あて)
 TEL : 098-861-3463 e-mail: aa031607@pref.okinawa.lg.jp



別表【請求に必要な申請書類について】

	受験時	進学時	進学先の 行事参加 (オリエンテーション・体験講座・その他)
① 証明書類	ア) 受験票 (写) イ) 検定料の領収書 ウ) 合否通知 (写) エ) 受験日がわかる書類 (写) ※エ) とア) ~ウ) のいずれか1つ以上 	ア) 合格通知 (写) イ) 入学許可証 (写) ウ) 在学証明書 (写) ※ いずれか1つ以上	ア) 進学先からの案内通知 イ) 出席必須行事及び旅費不受給証明 ※どちらも提出
② 交通費	<金額、経路、人数が分かる資料> ア) 領収書 + 予約詳細画面 イ) 行ハック領収書 + 旅程表 又は予約詳細画面 ウ) 乗車券又は搭乗証明書 	受験時に同じ ※片道分のみ 申請可能	受験時に同じ
③ 宿泊費	<金額、宿泊期間、人数が分かる資料> ア) 領収書 + 予約詳細画面 イ) 行ハック領収書 + 旅程表 又は 予約詳細画面 	受験時に同じ	受験時に同じ
④ 共通書類	ア) 請求書 (合計額、内訳を記載) イ) 通帳の写し (銀行・支店名・口座番号・名義 が分かるもの) ウ) 利用アンケート 		
<p>ご注意ください※</p> <p>① 受験・進学・その他全て含めて、支給上限は10万円となります。</p> <p>② 支給は、申請者本人分のみです。複数人分の領収書の場合、人数で割った金額を一人分として支給します。</p> <p>③ 支給決定額は請求額と異なる場合があります。(証明書類が確認できない場合、上限額を超えている場合など)</p>			